別表第二日本人の配偶者等の項及び永住者の配偶者等の項をそれぞれ次のように改める。

日本人の配偶者等	五年、三年、一年又は六月
永住者の配偶者等	五年、三年、一年又は六月

別表第二定住者の項下欄第一号中「三年又は一年」を「五年、三年、一年又は六月」に改め、同欄第二号中「三年」を「五年」に改める。

別表第三中「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に改め、同表投資・経営の項資料の欄第一号ロ中「又は外国人登録証明書」を「、在留カード又は特別永住者証明書」に改め、同欄第二号ロ及び第三号ロ中「外国人登録証明書」を「在留カード若しくは特別永住者証明書」に改め、同表興行の項資料の欄第一号ロ及び同号ヘ(1)から(3)までの規定中「契約機関」を「興行契約機関」に改め、同表技能実習の項資料の欄第二号ロ中「国籍」を「国籍・地域」に改め、同表家族滞在の項資料の欄第二号及び特定活動の項資料の欄第三号ロ中「外国人登録証明書」を「在留カード」に改め、同表永住者の配偶者等の項資料の欄第一号中「永住者」を「永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）」に改め、同号イ中「永住者」を「永住者等」に改め、同号ロ中「永住者の外国人登録証明書」を「永住者等の在留カード若しくは特別永住者証明書」に改め、同号ニ中「永住者」を「永住者等」に改め、同欄第二号中「永住者」を「永住者等」に改め、同号ロ中「永住者の外国人登録証明書」を「永住者等の在留カード若しくは特別永住者証明書」に改め、同号ニ中「永住者」を「永住者等」に改める。

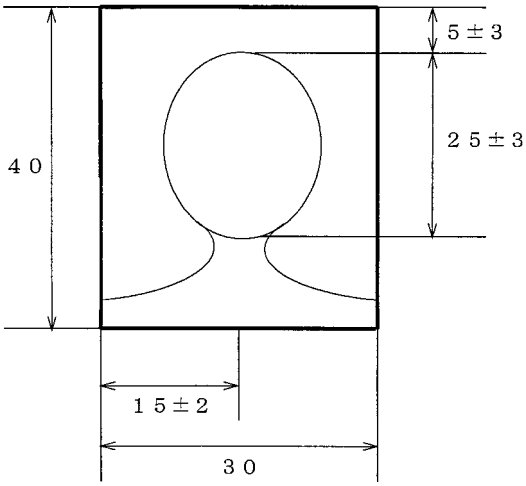
別表第三の二教授の項の前に次のように加える。

公用	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動	口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書

別表第三投資・経営の項資料の欄第二号中「又は外国人登録証明書」を「、在留カード又は特別永住者証明書」に改め、同表家族滞在の項資料の欄第二号及び特定活動の項資料の欄第三号ロ中「外国人登録証明書」を「在留カード」に改め、同表永住者の配偶者等の項資料の欄第一号中「永住者」を「永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）」に改め、同欄第二号中「永住者」を「永住者等」に改め、同欄第四号中「永住者」を「永住者等」に改め同表を別表第三の五とし、別表第三の次に次の三表を加える。

別表第三の二（第六条の二、第十九条の六関係）

（単位：ミリメートル）



1　本人のみが撮影されたもの
2　縁を除いた部分の寸法が上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂（髪を含む。）から顎の先まで。）
3　無帽で正面を向いたもの
4　背景（影を含む。）がないもの
5　鮮明であるもの

別表第三の三（第十九条の十五関係）

一

事由	事項
法第十九条の十六第一号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者が、当該在留資格に応じてそれぞれ法別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関（以下この表において「活動機関」という。）の名称の変更	一　活動機関の名称が変更した年月日 二　活動機関の変更前の名称及び所在地 三　活動機関の変更後の名称
活動機関の所在地の変更	一　活動機関の所在地が変更した年月日 二　活動機関の名称及び変更前の所在地 三　活動機関の変更後の所在地
活動機関の消滅	一　活動機関が消滅した年月日 二　消滅した活動機関の名称及び消滅時の所在地
活動機関からの離脱	一　活動機関から離脱した年月日 二　離脱した活動機関の名称及び所在地
活動機関からの移籍	一　新たな活動機関に移籍した年月日 二　移籍する前の活動機関の名称及び所在地 三　新たな活動機関の名称及び所在地 四　新たな活動機関における活動の内容（留学の在留資格をもつて本邦に在留する中長期在留者を除く。）

二

事由	事項
法第十九条の十六第二号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者の契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この表において「契約機関」という。）の名称の変更	一　契約機関の名称が変更した年月日 二　契約機関の変更前の名称及び所在地 三　契約機関の変更後の名称
契約機関の所在地の変更	一　契約機関の所在地が変更した年月日 二　契約機関の名称及び変更前の所在地 三　契約機関の変更後の所在地
契約機関の消滅	一　契約機関が消滅した年月日 二　消滅した契約機関の名称及び消滅時の所在地
契約機関との契約の終了	一　契約機関との契約が終了した年月日 二　契約が終了した契約機関の名称及び所在地